

令和4年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第14号）						
招集年月日	令和4年9月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年9月28日 午後3時04分			副議長	森岡 勉
	散会	令和4年9月28日 午後4時14分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
	7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△
議事録署名議員	8番 山口 和幸 9番 永井 英治					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹 一範	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	田中 伸明	○	商工観光 課長補佐	深水 昌彦	○
	税務課長	池上 聖吾	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	山口 和久	○	上下水道 課長補佐	中神 啓介	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	高田 真之	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第14号）

- 日程第 1 議案第38号 財産（立木）の処分について
日程第 2 議案第39号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 3 議案第40号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 認定第 1号 令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第41号 あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について
日程第 6 議案第42号 令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第4号）について
追加日程第1 発議第 6号 議案第39号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第38号 財産（立木）の処分について
日程第 2 議案第39号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 3 議案第40号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 認定第 1号 令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第41号 あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について
日程第 6 議案第42号 令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第4号）について
追加日程第1 発議第 6号 議案第39号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）に対する付帯決議について
-

午後 3時04分 開会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第38号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第1、議案第38号、財産の処分についてを議題とし、説明を求めます。万江 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、議案第38号について御説明申し上げます。本年度、第2庁舎建設用木材として、上東地区、旧上中学校、分取林地における、杉の全伐を行います。処分価格700万円を上回る見通しであることから、提案を行うものです。場所につきましては、あさぎり町上東、黒岩清願寺大谷八幡社3,516番1。また、伐採面積につきましては、5ヘクタール、となります。説明は以上となります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありません

か。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。ここをですね選定された、根拠を教えてくださいたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 当該場所におきましては、伐期的にもですね、伐期が来ておりまして、それとともに、この庁舎の建設に当たりましてですね、調査をしております。それで、良好というところで判断をいたしているところです。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。伐期が来ているところもほかにもあったんじゃないかなと私思いましたので、今質問したわけですけども、あそこがよかったということですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、伐期につきましては、確かに、皆越議員御指摘のとおりですね、ほかにも場所的にはありますが、搬出の場所等を勘案いたしまして、1番適しているということでこの場所であるというふうに考えております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第39号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算、第5号についてを議題とし、説明を求めます。田中財政課長。

●財政課長（田中 申明君） はい、それでは議案第39号について、御説明いたします。2ページの第1条第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方自治法第100、失礼しました、第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。第3条、地方債の追加及び変更は第3表地方債補正による。5ページをお願いいたします。第2表継続費です。第2庁舎建設事業につきまして2か年での継続費をお願いするものです。内容につきましては担当課より御

説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表地方債補正です。庁舎建設事業の追加及び消防施設整備事業の限度額の変更をお願いするものです。内容につきましては、担当課より御説明いたします。次9ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分としまして、1枠目の目1地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整により、普通交付税を減額するものです。次の枠の目6、公共施設整備基金繰入金は、第2庁舎建設事業及び、消防詰所新築事業の財源として、基金からの繰入れを行うものです。財政課所管分につきましては以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、総務課所管分の失礼しました。それでは総務課所管分の説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。第2表継続費です。番号1、款2総務費、項1総務管理費の第2庁舎建設事業としまして、総額、12億8,411万5,000円でございます。年割額で令和4年度5億1,123万5,000円。令和5年度7億7,288万円でございます。内訳としましては第2庁舎建設に関するPR動画作成委託料、総額411万5,000円、うち、令和4年度にそのうち3割分、令和5年度に7割分。工事監理業務委託料、総額2,000万円のうち、令和4年度に3割分、令和5年度に7割分。第2庁舎工事請負費、総額12億6,000万円でうち、令和4年度に4割分、令和5年度に6割分を計上するものでございます。次に、歳入、9ページをお願いいたします。3枠目の目1、総務債、節3の庁舎建設事業債は、歳出で説明いたします第2庁舎建設事業に係る工事監理業務委託と工事請負費を合わせた事業費の95%分につきまして、合併特例債の借入れにより、増額補正するものでございます。その下、目6、消防債、節1消防施設整備事業債は、歳出で説明いたします消防施設に関する、事業費につきまして、過疎債借入れにより増額補正するものでございます。次に、歳出、10ページをお願いいたします。目21庁舎建設費、節12委託料の庁舎建設、PR動画作成委託料は、第2庁舎に使用します、町有林の伐採から木材加工、庁舎建設の工程、伐採後の植林までを動画記録に残し、児童生徒や町民の方に、第2庁舎建設における町有林の活用及び脱炭素社会への取組をPRする動画作成委託料を増額補正するものでございます。継続費としまして総額411万5,000円で、うち令和4年度に3割分を計上するものでございます。財源は森林環境譲与税を予定しております。その下、工事監理委託料は、第2庁舎建設工事の工事監理委託料でございます。継続費としまして総額2,000万円で、うち令和4年度に3割分を計上するものでございます。その下、木材運搬委託料は、第2庁舎に使用します、町有林材の市場での仕分と、市場から製材所までの運搬委託料でございます。財源は森林環境譲与税を予定しております。その下、節14、工事請負費は、第2庁舎建設事業に係る工事請負費を増額補正するものでございます。継続費としまして12億6,000万円で、うち、令和4年度に4割分を継続計上するものでございます。次にその下の枠で目3消防施設費、節12の工事監理委託料は、第11分団2部、屯所消防詰所新築工事の工事、管理、業務委託料を増額補正するものでございます。その下、節14、工事請負費は、第11分団2部、屯所消防詰所新築工事の工事請負費を増額補正するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは、農林振興課所管分について説明を申し上げます。歳出になり

ます。最上段、目14基金費になります。第2庁舎建設に伴う財源といたしまして、森林環境譲与税を活用しますことから、基金積立ての減額を行うものです。説明は以上となります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。最終ページでございますが、基金費の件でございます。今回、台風14号、本町も大きな被害を受けております。特に、森林のほうが大きな被害を受け、結果的に、水道施設等のほうにも被災をしておりますが、そういった状況の中で、森林環境譲与税、森林の保全、育成を、目的とする制度でございます。基金積立てを結果的に、どういう用途をするか別として。今回の補正庁舎建設、ハード事業に、森林環境譲与税を充当する、そういう計画のようでございますが、これ以前の特別委員会の中で、もうちょっと質疑をした記憶ございますが、森林環境譲与税の本来の目的、制度的にぎりぎり可能ということではあります。本来の姿、今のあさぎり町の実態の中で、森林整備保全、減災、防災、そういった視点から、森林の保全整備は、喫緊の課題である、一朝一夕でできるものはありません。長年、年数をかけて森林の整備をしていて、していった、減災防災につなげる、そういうのに使うべき本来の森林環境譲与税、であるというふうに私は認識しておりますが、あえて、あえてです。庁舎建設の財源に充てる必要性は、どこにあるのか。わざわざ公共施設の整備基金も、昨年度ですかね、積み増しもされております。何かお金の使い方、予算の使い方としてですね、目指してる部分、もう一度申し上げました森林環境譲与税の本来の、姿に持っていくべき、べきではないかと思いますが、その点についてどういう御認識かをお尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、小谷議員言われるとおりですね、森林保全に使うというのが主たる目的です。これから、環境譲与税は、毎年、町にも、入ってくるわけですが、そういうものを使いながら森林保全も取組たいと考えております。また今回は、第2庁舎に町有林を使う。これはもう大体伐期が60、すいません、植林してから60年ぐらいの木になります。この木を切ってどのような利用をするのか、私たちの生活にどのような影響とか関係があるのか、そして伐採した後が、植林をして手入れをしていく。その過程を全部記録に残して、そしてまた今脱炭素社会で、森林が、どれだけ二酸化炭素を吸収するか。いわゆるカーボンCO2を空中から木材の中に取り入れていく、そういう過程をですね、町民の皆さんたちに理解していただいて、脱炭素社会の意義、意味、そういうものと、森林が持つ、その環境保全と、いうものを分かりやすくするために、第2庁舎で利用しながら、そういうものを動画にしていく。また、伐採した後に植林をして木を植えて森林保全、あるいは、環境保全を担っていくところを、皆さんたちに理解していただくための、に今回は、この環境譲与税を使わせていくと。いう考えにしております。また今後は、先ほど、議員言われたように、森林保全のほうにも十分活用していきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ほかにございますか。質疑、ありませんか。10番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。ここで議案第39号、令和4年度あさぎり町一般会計予算第5号に

対する附帯決議についての動議を提出いたします。お諮りをお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） ただいま溝口峰男議員から、議案第39号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算に対する付帯決議についての動議が提出されました。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時47分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。お諮りします。

◎副議長（森岡 勉君） 発議第6号、議案第39号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることを決定いたしました。

追加日程第1 発議第6号

◎副議長（森岡 勉君） 追加日程第1、発議第6号、議案第39号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算に対する附帯決議についてを議題とします。本案についての提出者の趣旨説明を求めます。12番、溝口峰男議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 発議第6号、令和4年9月28日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者あさぎり町議会公共施設マネジメント調査特別委員会委員長溝口峰男。議案第39号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第5号に対する附帯決議について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。趣旨説明をいたします。公共施設マネジメント調査特別委員会は、令和2年6月12日に第1回会議を開催し、第2庁舎建設事業については、令和2年5月17日の第2回会議から議論を始め、本日まで19回の会議を重ねてきました。防災センターを基軸にした第2庁舎建設事業は、多額の事業費を要することから、令和2年10月16日の会議で、第2庁舎建設事業を進めることは時期早々である。個別施設計画が年度末に作成されることから、それを見極め、ほかの施設の利活用も含めて、慎重に議論をしていく。ことを委員会で決定し、町長へ報告しております。その後、令和3年2月8日の会議において、新たに第2庁舎建設事業を議題として議論を始めました。あさぎり町防災拠点施設整備基本構想をもとに進め、町民の安心安全が確保できる施設を目指して建設する。以後、基本設計、実施設計の段階で、事業費の削減や、中・長期の財政計画、及び町産材の活用等について、慎重に議論を重ね、合併特例債の発行期限である令和6年3月までの完成を目指す。令和4年8月31日の会議で、総事業費が14億5,372万2,000円。建築工事費12億6,000万円。設計業務委託費等1億2,035万7,000円。備品購入費等4,400万円。その他、2,936万5,000円。令和4年度の補正予算、令和5年度の当初予算で対応いたします。19回の会議の期間、令和2年7月の豪雨災害の復旧復興の最中に、新型コロナの感染拡

大、そして、今年の台風14号と、町民の安心安全が脅かされる事態となった。特に、令和2年7月の豪雨災害に続き、台風14号で、町民の生活に欠かせない、上水道施設が被災し、断水によって、町民の皆様は不安な生活を余儀なくされました。町民の皆様の安心、安全を確保できる防災センターを兼ね備えた、第2庁舎建設事業だが、直接町民の皆様の安心安全を確保するための、水道施設を早急に整備すべきである。現在、須恵地区の水道施設の整備を行っているが、今回も断水した岡原と上地区の施設整備は、喫緊の課題である。記1、防災センターを兼ね備えた、第2庁舎建設事業は、予算執行後においても、引き続き議会に対して詳細な説明を行うこと。2、実施設計の点検を行い、建設事業費の縮減になお一層努めること。3、岡原、上地区の上水道施設整備を令和5年の豪雨（台風）時期までに前倒しをして実施すること。4、台風14号により被災した生活道路等の復旧に全力で取り組むこと。以上、趣旨説明といたします。

◎副議長（森岡 勉君） このことにつきましては、先ほど開催された議会運営委員会及び全員協議会において審議し、議案第39号と関連があると判断したので、一括審議とさせていただきます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1点お尋ねします。第2庁舎の継続費でございますが、これは特別委員会でもお尋ねしたことあるんですが、今回この予算が、可決成立した場合に、その後、入札等の事務に入っていくかと思いますがその過程の中で、事業費の見直しというか、再度、実施設計の内容変更等をですね、見据えての、再検討を、される余地というのが、まだ残されているかどうか、その付近をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、今後、この議案可決された場合はですね、実施設計を最終実績を行います。で、10月にですね、単価の構成が予定されておりますので、今の積算の積み上げを10月の単価と一応チェックをして、最終的な実施設計を積み上げて、入札を行うと、いうことを行います。その段階でですね、また必要な削減等に必要な部分が、協議の中でも出てきましたら、そこについては見直す可能性もあるというふうに認識しております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。一括審議の場合、討論、採決は別々に行うことになっております。

◎副議長（森岡 勉君） まずは、議案第39号についての討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎副議長(森岡 勉君) 次に、発議第6号についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。執行部からの、発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

日程第3 議案第40号

◎副議長(森岡 勉君) 日程第3、議案第40号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第40号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業を円滑に実施するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長(森岡 勉君) 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい。それでは、議案第40号につきまして説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。新旧対照表で説明をさせていただきます。附則の職員の経過措置、第2条の部分でございますが、1行目と3行目に、令和2年3月31日とあるものを、令和5年3月31日に改めるものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。以上でございます。

◎副議長(森岡 勉君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これから、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(可否同数)

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの採決の結果は、可否同数です。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案の対策、可否を裁決いたします。本案についての議長は、否決と裁決いたします。失礼しました。よって、議案第40号は否決されました。

日程第4 認定第1号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第4、認定第1号、令和3年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本議題につきましては、16日の議会におきまして、質疑まで完了しておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。質疑の中でも、監査委員さんに、いたしましたけれども、監査委員さんも、代表監査委員についても、今回の先ほどの条例の件がありまして、補助金が条例に違反して支出をされているということが、判明したわけで、このことについては代表監査委員も、見落としてたと、というような、説明がありました。また議選の監査員におかれまして、整合性がとれてないということを正式に答弁がっております。そういうことからすると、条例を、に違反した補助金が支出されているということでありますので、それを認めるということは、これは議会人としてあるべき姿ではないと私は思っておりますので、反対いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 賛成の討論ありませんか。賛成の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。反対の討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これから認定第1号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（可否同数）

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの採決結果は、可否同数です。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を行います。本案について議長は否決と裁決いたします。よって議案第40、失礼しました認定第1号、あさぎり町1号は否決されました。

日程第5 議案第41号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第41号、あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第41号、あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業における不適切な事務処理に対する町長の責任として、町長の給料を減額するため、本条例を制定する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

●総務課長（山内 悟君） 議案第41号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。あさぎり町長の給料の減額に関する条例。令和4年10月1日から同年12月31日までの間の町長の給料月

額は、あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に、第3条第1項の規定にかかわらず、同号に規定する額から当該額に100分の10を得た額を減じた額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額、当号に規定する額とする。附則でございます。施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。この条例の失効、この条例は、令和4年12月31日限りでその効力を失う。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第42号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第42号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第4号について提案いたします。第1条、令和4年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第4号は次に定めるところ、定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第42号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費用、補正前の額、3億8,807万7,000円。補正額、300万円。計3億9,107万7,000円。詳細につきましては、8ページをお願いします。補正予算第4号説明書の収益的支出でございます。1目原水及び浄水費、節2委託料、水道施設調査委託料ですが、先日の台風14号により、岡原地区、上地区の水道施設について、大きな被害を受けております。今後、施設の整備を行うに当たり、防災減災に向けた取組が必要であると考え、今回水道施設等について調査を行うこととしております。ページを戻りまして、4ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,298万4,000円。最下段の資金期末残高、6億3万2,000円となる見込みでございます。5ページをお願いします。令和4年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。5ページ、資産の部、最下段の資産合計と、7ページ、最下段の負債資本合計はともに51億8,160万5,154円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他を整理する要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎副議長（森岡 勉君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町議会第5回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後4時14分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月28日

副議長 森岡 勉

署名議員 山口 和幸

署名議員 永井 英治